住所　岐阜県美濃加茂市中部台９丁目１番地１
植兆章　昭和49年10月25日生
住所　愛知県犬山市字西北野132番地２
ワヤル・タテイシ・デ・ヨシノ・ミリアン　昭和56年８月１日生
住所　大阪府東大阪市森河内西１丁目６番３―409号
張金花　昭和61年６月９日生
住所　埼玉県三郷市上彦名550番地
魏喜明　平成５年１月24日生
住所　埼玉県川口市大字辻1010番地１
張越花　昭和57年１月11日生
住所　埼玉県坂戸市大字片柳2220番地７
金海花　昭和52年４月19日生
住所　さいたま市桜区大字大久保領家540番地
南光洙　昭和49年３月13日生
蔡梅花　昭和51年５月９日生
南程文　平成17年６月２日生
住所　浜松市中区佐藤２丁目28番30号
イザベレ・アヤ・ショウヤマ　平成８年２月14日生
住所　東京都北区豊島５丁目５番７―620号
姜夔　昭和54年10月21日生
李嘉惠　平成23年２月19日生
李晟敏　平成27年９月４日生
住所　東京都墨田区立花４丁目１番１―402号
王琳　平成２年６月22日生
住所　東京都足立区神明３丁目27番23号
金善姫　昭和54年１月10日生
劉曙彬　平成18年１月５日生
住所　東京都足立区西伊興２丁目９番２号
鄭裕珍　平成13年11月27日生
住所　東京都北区滝野川７丁目９番11―1005号
馬潔妮　昭和62年３月28日生
住所　千葉県長生郡長生村―松丙4428番地18
ブライアン・キヨシ・ワガタ・パレイロ　平成６年１月６日生
住所　名古屋市千種区小松町６丁目28番地
鄭東淑　昭和26年12月３日生
住所　東京都杉並区堀ノ内３丁目34番５号
李英美　昭和52年７月23日生
住所　兵庫県姫路市亀山243番地８
朴紀洋馨　昭和62年２月２日生
住所　名古屋市北区山田西町３丁目166番地
呉文子　昭和16年１月28日生
住所　名古屋市北区辻町１丁目32番地１
夔典子　昭和40年６月12日生

○国土交通省告示第十百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神明ヶ谷川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県勝山市北郷町東野

六三字背山　二五番から二八番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県勝山市北郷町東野

一五字神明ヶ谷　一〇番三　一号、二号及び四十四号
一〇番一　四号
一〇番二　三号
六三字背山　二四番丁　六号から九号まで
地先道路敷
二九番一　十号から三十八号まで
二九番二　五号及び四十一号から四十三号まで
二九番三　三十九号
二九番四　四十号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

サギ谷川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県大野市蕨生
一五字鷲谷　一番から四番まで
一六三字ドウシ山　三番
福井県大野市友兼
二二字南鷲谷　一番及び二番
二三字北鷲谷　二番及び三番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県大野市蕨生
一五字鷲谷　一六番　一号から四号まで及び五十六号から六十四号まで
五番　三十三号
一〇番　三十二号
一五番　五号及び五十三号から五十五号まで
一八番　六号から十五号まで及び四十五号から五十二号まで
一六字雨滝谷　二十三号から三十一号まで
一六三字ドウシ山　一番　三十五号から三十七号まで
福井県大野市友兼
二一字鷲谷　一番　二番　三十四号　十六号から二十二号まで及び三十八号から四十四号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長附川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県大飯郡高浜町下事持
一字長附　一一番　一二番　一九番
五一番一　一番及び二番
五一番二　三番から八番まで

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県大飯郡高浜町関屋
四八字寺山　一一番　一三番一　一三番三　一五番　一六番一から一六番三まで　一七番及び一八番　一九番一から一九番九まで　二〇番一から二〇番六まで　二一番　二二番一から二二番三まで　二三番一から二三番四まで　二四番　二五番一　二六番及び二七番　二八番一及び二八番二　二九番一及び二九番二　三〇番一及び三〇番二　三一番から三五番まで　三六番一から三六番四まで　三七番一及び三七番二　三八番から四〇番まで　四一番一から四一番三まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県大飯郡高浜町下事持
一字長附　五三番　一号及び二号
一一番　九号
五〇番　三号
五一番一　六号から八号まで
五一番二　四号及び五号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

向谷川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県大飯郡高浜町関屋
四九字安ノ段　一七番　一号
四八字寺山　三番　四号
一二番　三号
四一番二　二号